

いつもお世話になります。リーマンショックから約1年が過ぎました。市場では「最悪期を脱した」とされ、震源地の米大手証券会社では、あの痛手をすでに忘れたかのような動きもあります。しかし、天災と同じく「人災」も見えない部分の復興ほど後手に回るといふ現実を肝に銘じて、今一度気を引き締めたいものです。

### 知っとこ!「税務のママ知識」

#### 【政権交代で今後の税制はどうなるの?】

今年の夏は政治が大きく動きました。さて、政権が交代したことにより、税制はどのように変わるのでしょうか?今回いくつか変わる候補のなかに、自動車関連の暫定税率廃止というものがあります。現在、1Lあたりガソリンで25.1円、軽油で17.1円の課税がされています。また、自動車重量税においては0.5トンあたり3800円、自動車取得税は2%が暫定税率として本来の税率に上乗せされています。これらは1973年のオイルショックに、石油消費を抑制する目的で導入されたのがはじまりです。そもそも暫定税率とは「特定の政策目的のために、一時的に本来の税率とは異なる税率を適用する」ものです。ですから、目的が達成されれば元に戻るのが本来の姿なのですが、三十数年前から現在まで続いてきたのが、この自動車関連の暫定税率です。

今回、これを見直すために暫定税率を廃止し2.5兆円の減税をするとともに、ガソリン税、軽油引取税は、地球温暖化対策税(仮称)として一本化。自動車重量税と自動車税も一本化。自動車取得税については、消費税との二重課税を回避する観点から廃止の方向で議論を行っていくようです。当時に比べてグローバル化が進み、時間の流れも圧倒的に早い現代だからこそ、その時代に応じた国民が納得できる税制改正をおおいに期待したいものですね。



### 痛快! えだまめ君

画:ほりひろみ



### 今月のあなたの運勢

鑑定:妙慎

A型	B型	O型	AB型
社会的信用が増し、職場内で願いが叶いやすい運勢です。部署を変わりたい方は、届けを出しておきましょう。	外見は順調に見えても何かとストレスを感じそうです。他人をコントロールしたくなくなったら、先に自ら反省を!	取引先との距離が大切です。自分から先手を打つより、相手の出方を待ってから行動した方が良さそうですよ。	多少の予定変更はあるものの、運勢は上昇傾向です。焦らず、落ち着いて対処すれば、自然と道が開かれます!

# 金融機関の信用格付けについて



去る10月13日に、東北税理士会米沢支部（置賜地区）職員研修会がありました。今回は、その中から、三菱東京UFJ銀行の小西英孝さんがご講演して下さった「金融機関との上手なつきあい方」より、金融機関の信用格付けについてご紹介いたします。

## 1. 金融機関から見た好感の持てる企業とは

銀行から  
どう見られて  
いるんだろう？



### ① 経営者の姿勢が前向きであり、従業員の元気もよく活気がある。

経営者がしっかりとした経営理念・ビジョンを持ち、経営計画を持っていることが大事！  
銀行マンは、事務所の雰囲気や従業員のマナーもしっかりチェックしていますよ！

### ② 自社の強みと弱みを経営者がしっかり把握

融資の審査担当者が最初に質問することは「この会社の強みは何だ？」だそうです！  
自社の強みを理解し、アピールしましょう！（資料を添付すると効果的）

### ③ 経営計画をきちっと作成

設備投資などで5年以上の長期の融資を希望する場合、必ず提出要求する金融機関が多いそうです！  
経営計画がない場合、「計画なしで設備投資するのか？」と心証がよくないそうですよ……  
ただし！計画を出しても出しっぱなしにしないこと！計画を下回る場合には訂正して再提出！  
定期的いきちんと進捗報告！が大事です！

### ④ 資金繰り管理がしっかりしている

資金繰り表を持参すると、金融機関側では安心感があるそうです！

※金融機関側としては、相手の顔が見えているか見えていないかでは大きな違いがあるそうです。年に2～3回は社長自らが銀行へ行き（タイミングとしては、決算報告を兼ねて本決算・中間決算の後がベスト）支店長か融資課長に現状や経営計画など、熱意を伝えることが大事だそうです。

## 2. 格付け制度の概要

### ① 信用格付けと債務者区分

〈債務者区分〉		〈信用格付け〉
1) 正常先	→	1～7
2) 要注意先（要管理・要管理以外）	→	8
3) 破綻懸念先	→	9
4) 実質破綻先及び破綻先	→	10

## ②要注意先になる危険ポイントは

- 1) 2期連続の赤字・繰越損失 → 繰越損失が残っていると、可能性は大きい！
- 2) 債務超過 → 期中で判明した場合も適用！
- 3) 債務償還年数 → (ルール化されていないが) 概ね20年を超えてくると危険！
- 4) 返済条件の変更(条件緩和) → 借り手が有利になるような条件変更の申し入れは、原則として要注意となる！(ただし…第3項へ)

## 3. 条件緩和債権

第2項④で、条件緩和をした場合には、要注意先になると記述しましたが、平成20年秋、金融庁より『金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました』との発表がありました。

ただし、留意点があります！



### ①合理的かつ実現可能性の高い経営計画が策定されている場合

(経営不振原因の究明と対策を入れ込むこと、当面の資金繰り表(6ヶ月~1年)を添付)

- ・計画期間が原則として概ね5年以内
- ・経営計画終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる  
(左ページの危険ポイントを回避できた企業でなければならない)  
(最低条件として、一定のキャッシュフローがあり、追加の融資がいらぬ計画であればOK)
- ・原則、全ての取引金融機関の合意
- ・金融機関の支援の内容が、金利減免・融資残高維持に止まっていること(×債務放棄)

### ②計画策定後の予実管理の徹底 ⇒ 計画を出しっぱなしはダメ！！

### ③条件緩和の申し出をしても、即(金融再生法上の)不良債権とはならないが、債務者区分の検討とは別問題

(例えば、今のままでも返済可能なのに、毎月の返済額が少なくなるなら…と、安易に条件緩和すると格付けが下がるので、新規の融資が受けにくくなる)

当事務所では、  
「事業計画」策定と予実の管理を  
お手伝いをしています。  
お悩みの方、興味がある方は、  
お気軽にご相談ください！！

